

和歌山県警察スクールサポーター運用要領の制定について（例規）

（最終改正：令和元年11月19日 少第67号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

この度、非常勤嘱託職員の運用に関し、別記のとおり「和歌山県警察スクールサポーター運用要領」を制定し、平成19年4月1日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別記

和歌山県警察スクールサポーター運用要領

第1 趣旨

- 1 この要領は、生活安全部少年課（以下「少年課」という。）において運用する会計年度任用職員のスクールサポーター（少年サポーター及び学校支援サポーターをいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 スクールサポーターの運用については、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和元年和歌山県警察本部訓令第23号）、会計年度任用職員取扱基本要綱（令和元年11月5日付け務第63号）等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 責務

- 1 少年サポーターは、小学校、中学校及び高等学校等（以下「学校等」という。）において、非行防止教室等を開催し、児童生徒の規範意識を向上させるものとする。
- 2 学校支援サポーターは、児童生徒の暴力行為、校内はいかい等の問題行動が多発している学校等に一定期間駐在し、これら事案への指導・助言を行うなどにより、学校等を取り巻く環境を浄化するものとする。
- 3 スクールサポーターは、学校等を訪問し、情報交換等を行うなどにより、収集した情報を関係機関等に提供し、検挙、街頭補導及び立ち直り・被害者支援等の諸活動に反映させるものとする。
- 4 スクールサポーターは、少年の健全育成を図るため、少年非行の未然防止、再非行防止及び被害防止のための活動を行うものとする。

第3 職務

スクールサポーターは、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）の指揮を受け、学校等、警察署、青少年センター及び少年警察ボランティア等との連携を図り、次に掲げる職務に従事するものとする。

- 1 少年サポーターによる学校等における非行防止教室の開催
- 2 学校支援サポーターによる学校等の内外における巡回及び児童生徒への個別指導並びに安全確保
- 3 スクールサポーターによる学校等への訪問活動による児童生徒の暴力、いじめ等の非行事案、児童虐待等の犯罪被害事案及び児童生徒に対する声かけ事案等の情報交換並びに教職員等への指導及び助言

- 4 スクールサポーターによる学校等の周辺におけるコンビニエンスストアなどの少年のたまり場に関する情報の把握
- 5 スクールサポーターによる前記活動で把握した情報について、学校等、警察署及び青少年センター等の関係機関・団体への情報提供
- 6 スクールサポーターによる少年非行防止を目的とした各種規範意識向上活動
- 7 その他少年課長が命じた事項

第4 配置

スクールサポーターは、少年課少年サポートセンターに配置するものとする。

第5 派遣等

- 1 少年課長は、学校等の要請に基づき、必要に応じ、和歌山県教育委員会学校教育局関係各課長と協議の上、スクールサポーターを派遣するものとする。
- 2 少年課長は、検挙、街頭補導及び立ち直り・被害者支援等の諸活動を必要とする事案を認知したときは、スクールサポーターを通じて学校の意向を確認の上、学校等を管轄する警察署長への通報及び協議を行うなどの必要な措置を講じるものとする。

第6 勤務日

スクールサポーターの勤務日は、週5日で少年課長が定める日とする。

第7 勤務時間

スクールサポーターの勤務時間は1日当たり5時間45分とし、始業時刻、休憩時間及び終業時刻は任用条件通知書（会計年度任用職員取扱基本要綱別記様式第1号）で明示した範囲内において少年課長が定めるものとする。

第8 職務上の留意事項

スクールサポーターは、職務に当たって、次の事項に留意するものとする。

- 1 職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- 2 特別な権限が付与されていないことを認識し、慎重かつ適正に職務を行うこと。
- 3 関係法令及び専門的知識の習熟等必要な知識・技術の向上に努めること。
- 4 服装及び態度を端正にし、品位の保持に努めること。

第9 勤務計画

- 1 少年課長は、毎月25日までに「スクールサポーター月間勤務計画」（別記様式第1号）により、翌月の勤務計画をスクールサポーターに示すものとする。
- 2 少年課長は、前項の勤務計画により難い事情が生じたときは、これを変更することができる。

第10 活動報告

- 1 スクールサポーターは、勤務を行うに当たり「スクールサポーター勤務日誌」（別記様式第2号）及び「非行防止教室等実施結果報告書」（別記様式第3号）に活動状況等必要な事項を記録し、少年課長に報告するものとする。
- 2 学校支援サポーターは、「学校支援サポーター旬間活動計画表」（別記様式第4号）により当該旬間開始の3日前までに少年課長に報告するものとする。

第11 スクールサポーターの運用に当たっての留意事項

少年課長は、スクールサポーターの運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 職務等に関する指導教養を行い、また、活動の限界について十分指導すること。
- 2 少年課幹部による指導監督を行わせ、勤務実態を把握すること。
- 3 警察署、その他の関係機関・団体との連携を図り、良好な関係を保持させること。
- 4 適宜・適切な報告をさせること。

第12 研修

少年課長は、スクールソポーターの職務が適正かつ効果的に行われるよう必要な知識及び技術を習得させる研修を実施するものとする。

(別記様式省略)